

令和6年8月16日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和6年8月16日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
9番	清水 邦宏 委員
10番	白水 貴 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
14番	田中 文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
17番	中村 裕 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

事務局の出席者は8名である。

- 事務局** 皆さん、おはようございます。8月総会の開催に当たり報告をいたします。  
本日は、現委員数24名中24名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。  
それでは会長、よろしく申し上げます。
- 議長** おはようございます。それでは、ただ今より8月の農業委員総会を開催いたします。  
第1号議案からまいります。農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局** 1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。  
所有権移転、東部地域、審議番号1番から2ページの審議番号8番までの8件です。  
3ページをお願いいたします。  
西部地域、審議番号9番から審議番号13番までの5件です。  
以上、審議番号1番から審議番号13番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上で説明を終わります。
- 議長** 事務局からの説明が終わりました。  
なお、本議案の審議番号9番及び13番は新規農地取得案件でありますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当委員より報告をお願いいたします。  
それでは、報告をお願いします。
- 委員** 審議番号9番の案件につきまして、7月26日に、申請人、\*\*\*\*氏と、私、\*\*、\*\*推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。  
申請人の\*\*\*\*氏は、今回、荒木町白口の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は36歳です。申請人は、今回の申請地から車で20分の所に自宅がありますが、申請地のすぐ隣が職場となっております。

ます。農作業は、申請人本人と夫で行うとのこと。営農計画は、梅、柿、カボス、ザクロ、イチヨウ、サクラを作付けする計画となっております。

\*\*氏は、農業経験はありませんが、譲渡人である\*\*氏から管理などについて、指導を受けながら農地の管理をやっていきたいとの考えをお持ちです。農機具につきましては、草刈り機を借用する予定となっております。ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、8月2日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**委員** 審議番号13番の案件につきまして、7月26日に申請人、\*\*\*\*氏と私、\*\*、\*\*推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人の\*\*\*\*氏は、今回、三潞町西牟田の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。申請人の年齢は69歳です。申請人は、今回の申請地から徒歩で1分の所に自宅があります。農作業は、申請人本人が行うとのこと。営農計画は、ジャガイモ、タマネギ、大根、大豆を作付けする計画となっております。\*\*氏は、1年間の農業経験があり、就農後は友人の\*\*氏より助言を受けながら、農地の管理をやっていきたいとの考えをお持ちです。農機具については、軽トラック、耕運機、トラクターを所持しています。ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。また、ヒアリングの結果について、8月2日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

**議長** ありがとうございます。

報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議長** 質疑がないようでございますので、ただ今より採決を行います。

第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。  
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 4ページをお願いいたします。  
第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。西部地域1番、2番の2件です。  
1番、申請地、藤山町、田、2筆、計2,284㎡。申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの、農地改良行為です。農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。  
2番、申請地、城島町檜津、田、1筆、142㎡。申請理由、申請地に店舗を建築するものです。  
なお、審議番号1番につきましては、県農業会議の意見聴取案件でございます。  
以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。  
それでは、西部審査会より報告をお願いします。

委 員 西部審査会について報告いたします。  
審議番号1番、地図ナンバーは1番です。転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は許可後から令和7年3月31日までの予定で、改良後は米・麦を作付けする計画となっています。申請地は、祐誠高等学校から北東へ約200mのところの位置します。農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下及び南西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきまし

ては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは2番です。転用目的は、店舗（アートギャラリーカフェ）を建築するものです。申請地は、城島総合支所から北へ約240mのところの位置します。農地区分につきましては、城島総合支所からおおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝及び排水管を経由して、東側の河川へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了しまして、ただ今より採決をいたします。  
第2号議案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。  
なお、審議番号1番は許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。  
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域1番から6ページ4番までの4件です。

1番、申請地、山川安居野1丁目、田、1筆、1,607㎡。申請理由、申請地を借り受けて、土木機械置場及び露天資材置場の敷地として拡張するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、山本町豊田、畑、1筆、210㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、田主丸町以真恵、田、1筆、332㎡。申請理由、申請地を借り受けて、農家住宅兼事務所及び倉庫の建築、展示場及び駐車場として利用するものです。農地区分は、第1種農地ですが、隣接土地と同一事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6ページをお願いいたします。

4番、申請地、北野町塚島、畑、2筆、計43㎡。申請理由、申請地を取得して、宅地分譲（3区画）として利用するものです。

西部地域、5番から7ページ、8番までの4件です。

5番、申請地、大善寺町夜明、田、1筆、計201㎡。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、宮ノ陣町八丁島、畑、1筆、662㎡。申請理由、申請地を取得して、露天資材置場として利用するものです。

7番、申請地、安武町安武本、田、1筆、計388㎡。申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

7ページをお願いいたします。

8番、申請地、三潞町玉満、田、1筆、計950㎡。申請理由、申請地を取得して、貸グループホームを建築するものです。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。東部審査会、西部審査会の順番をお願いいたします。

委員 東部審査会について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは3番です。転用目的は、土木機械置場及び露天資材置場の敷地として拡張するものです。申請地は、久留米筑水高校から北西へ約500mのところに位置します。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で西側及び南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、南側の道路と高さを合わせることにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは4番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、久留米筑水高校から南東へ約600mのところに位置します。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは5番です。転用目的は、農家住宅兼事務所及び倉庫の建築、展示場及び駐車場の設置で、既存の住宅（母屋）が農地の一部に越境していましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、川会小学校から西へ約80mのところに位置します。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が隣接土地と同一事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北側の水路及び東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、北側の水路及び東側の道路側溝へ排水されます。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは6番です。転用目的は、宅地分譲（3区画）として利用するものです。申請地は、大城小学校から南西へ約450mの

ところに位置します。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で北側及び東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側及び東側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック及びコンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上4件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

**委 員** 続きます。西部審査会より報告いたします。

審議番号5番、地図ナンバーは7番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、西鉄大善寺駅から西へ約330mのところに位置しております。農地区分につきましては、西鉄大善寺駅からおおむね300mの区域内にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して、東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きます。審議番号6番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。申請地は、西鉄古賀茶屋駅から北東へ約290mのところに位置しております。農地区分につきましては、西鉄古賀茶屋駅からおおむね300m以内の区域にある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下で東側の河川へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、畦畔を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きます。審議番号7番、地図ナンバーは9番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、西鉄安武駅から北東へ約380mのところに位置しております。農地区分につきましては、西鉄安武駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜柵を経由して東側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。被害防除につきましては、コン

クリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは10番です。転用目的は、貸グループホームを建築するものです。申請地は、三潯中学校から南へ約300mのところに位置しております。農地区分につきましては、西鉄三潯駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由して、北東側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、北東側の水路へ排水されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上4件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

**議 長**      ありがとうございます。  
報告が終わりましたので、ただ今より質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長**      質疑はないようでございますので、ただ今から採決をいたします。  
第3号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

**議 長**      ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。  
続きまして、第4号議案にまいります。非農地証明についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局**      8ページお願いいたします。  
第4号議案、非農地証明について、非農地証明願が提出されたので付議いたします。  
西部地域1番、1件です。  
1番、申請地、三潯町西牟田、畑、1筆、132㎡。現況、宅地。証明理由、建築物

等の敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは11番です。

以上で説明を終わります。

**議 長** 事務局からの説明が終わりました。非農地証明につきまして、何か質疑がございましたら、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**議 長** 質疑はないようでございますので、ただ今より採決をいたします。  
第4号議案に賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

**議 長** ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたしますが、審議番号3番は、農業委員会に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第5号議案は、審議番号3番とそれ以外に分けて審議いたします。

議席番号\*\*番、\*\*\*\*委員の退席を求めます。

それでは、審議番号3番について事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 9ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

第1区、3番の1件です。所在地、藤山町、田、畑、2筆、計1,661㎡、推進機構からの買入れとなります。

以上、審議番号3番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 第5号議案のうち審議番号3番について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑はないようでございますので、ただ今から採決いたします。第5号議案の審議番号3番について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、審議番号3番につきまして可決されました。よって、久留米市長宛て通知いたします。\*\*委員の出席を求めます。  
\*\*委員にお伝えいたします。第5号議案、審議番号3番は可決されました。

事 務 局 9ページをお願いいたします。

第5号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。

1番から、3番を除く10ページの5番までの4件です。

1番、所在地、大橋町合楽、大橋町蜷川及び田主丸町菅原、田、畑、6筆、計1万2,201㎡、推進機構からの買入れとなります。

2番、所在地、大善寺町宮本、田、2筆、計2,437㎡、推進機構への売渡しとなります。

10ページをお願いいたします。

4番、所在地、宮ノ陣町大杜、田、2筆、計4,065㎡、推進機構への売渡しとなります。

5番、所在地、山川神代3丁目、田、736㎡、推進機構からの買入れとなります。第2区、6番、7番の2件です。

6番、所在地、田主丸町牧、田、2筆、計2,240㎡、推進機構への売渡しとなります。

7番、所在地、田主丸町牧、田、4,183㎡、推進機構への売渡しとなります。第3区、8番、9番の2件です。

8番、所在地、北野町大城、畑、940㎡、推進機構からの買入れとなります。

9番、所在地、北野町金島、田、6筆、計5,563㎡、推進機構からの買入れとなります。

11ページをお願いいたします。

第4区、10番、11番の2件です。

10番、所在地、城島町下田、田、4筆、計5,123㎡、推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人\*\*\*\*の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

11番、所在地、城島町六町原、田、2筆、計7,909㎡、推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人\*\*\*\*の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっております。

以上、審議番号1番から3番を除く11番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただ今より質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、ただ今より採決をいたします。  
審議番号3番を除く、第5号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てへ通知いたします。  
続きまして、報告事項にまいります。  
報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。  
報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第3条の規定による許可の取消願について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただ今より質疑に入りますが、質疑のある方は挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

**議 長** 報告事項につきまして、質疑がないようでございますので、質疑を終了いたします。よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。次に、お諮りをいたします。本日総会におきまして、議決された案件で、条項・字句・数字その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

「なしの声」

**議 長** ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。ただ今より議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定より、2番、内田すなを委員、15番、轟香代子委員にお願いをいたします。以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。